

4月中に申し出をしましょう

農振除外の申し出

「農業振興地域の整備に関する法律」は農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展のため、他用途への転用などを制限するために定められた法律です。

町の農地は、大部分が農業振興地域に指定されています。

しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた場合は、緊急でやむを得ないものに限り、農用地区域からの計画変更(除外・編入)をすることが認められています。町では、年1回4月に受け付けをしているため、計画変更をされたい場合は期限内に申し出をしてください。

なお、申し出をしても計画変更の要件が全て満たされなければ除外することはできません。また、過去に除外をされ、現在農地転用をしていない土地をお持ち

ちの人は、新たに申し出をしても容認されない可能性があります。

▼期間(開庁時間内)

4月1日(火)～30日(木)

※受付期間外の申し出は受理できません。

▼受け付け・問い合わせ先

産業観光課 農業振興室

☎26・2281(直通)



水道管の更新を進めています

町では、安全で安心な水を供給し続けるために、老朽化した水道管の更新を進めています。令和6年度は、防衛省の補助を受け、耐震管への更新工事が実施されました。耐震管へ更新することにより、地震発生時でも断水や漏水のリスクを下げることができます。

問い合わせ先 上下水道課 上水道室 ☎54-1118(直通)



水道検針員を募集しています

町では、各家庭・事業所の水道メータを検針して、お知らせを投かんする水道検針員を募集しています。

毎月14日～21日の期間で、担当地区の水道メータの検針を行う業務です。期間内であれば、自分のペースで検針することが可能です。

- ▶ 検針地区 町内800件程度
- ▶ 契約形態 業務委託契約
- ▶ 契約 年度契約(更新あり)
- ▶ 委託料 通常の検針業務1件ごとの歩合制

- ▶ 申し込み方法 電話で申し込み後、履歴書を提出
- ▶ 募集人員 若干人(男女不問)
- ▶ 募集期間 採用人員に達し次第、締め切り
- ▶ 選考方法 面接(※長く続けられる人を優先)

なお、今回採用にならなかった人については、次回以降、検針員を募集する場合に連絡させていただく場合があります。興味のある人は、上水道室までお電話ください。

問い合わせ先
上下水道課 上水道室 ☎54-1118(直通)



2年ごとの登録が必要です

令和7・8年度 小規模工事等契約希望者登録について



令和7年4月から

建築確認手続きのルールが改正されます



町内事業者の受注機会拡大を目的に、町が発注する小規模な工事、業務委託、物品の購入などの契約を希望する事業者の登録を行っています。

▼契約の対象範囲

次の随意契約が対象です。

- 工事 130万円以下
- 物品の購入 80万円以下
- その他 50万円以下

▼注意点

- 登録には条件があり、申請時に書類審査があります。

● 登録が業者選定や契約締結を約束するものではありません。

詳細は町ホームページで確認できます。



▲町ホームページ

▼問い合わせ先

企画財政課 財政室
☎26・22336(直通)

新しい生活を始める前に!
情報の入手方法の確認を

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

二次元バーコードを読み取るか、

URL t-yoshioka@sg-p.jp

へ空メールを送信してください。

登録はこちら



ほっとメールの配信内容を
町公式LINEでも
見られるようになりました。

友だち追加は
こちら



テレビリモコン

「d」ボタン

テレビのデータ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。

また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロの実現に向けて建築基準法などが改正され、令和7年4月以降は次の通りになります。

改正1

原則全ての建築物の新築・増改築の際、省エネ基準適合が義務化

改正2

木造2階建の戸建住宅などの建築確認手続きのルールが変更(以下①～②)

- ① 建築確認手続きで構造・省エネなどの図書の提出が必要に
- ② ※大規模なリフォームでも建築確認手続きが必要に

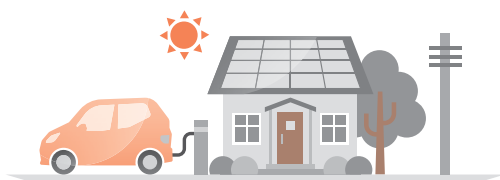
※建築基準法の大規模の修繕・模様替えに当たるもので、建築物の主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根または階段)の一種以上について行う過半の改修など

建築物の省エネ化は、温室効果ガスの排出量抑制だけでなく、光熱費の負担軽減や、快適性などの向上につながるメリットがあります。また、令和12年には省エネ基準の引き上げが予定されています。

今後、新築・増改築や大規模なリフォームをお考えの人は、建築士にご相談ください。

▼問い合わせ先

前橋土木事務所建築係
☎027・234・4215





企業版ふるさと納税

ファームランド株式会社様より寄付

町の地方創生の取組にかかる企業版ふるさと納税としてファームドウのグループ会社であるファームランド株式会社様（代表 岩井雅之氏）より80万円の寄付をいただきました。

いただいた寄付金は、地域の農家を守り、農業の発展を図るため「渇水対策施設維持管理事業」に活用させていただきます。



▲目録贈呈式

2月17日、岩井代表の代理である大野一章流通センター長（写真右）より目録が贈呈されました。



企業版ふるさと納税

株式会社フジ開発測量様より寄付

町の地方創生の取組に係る企業版ふるさと納税として株式会社フジ開発測量様（代表 小山和宏氏）より寄付をいただきました。

いただいた寄付金は、一人一人が輝き、生き生きと暮らせるまちをつくる事業として行う「保育士等確保事業」に係る費用に充てさせていただきます。



町 LINE 公式アカウントを登録しましょう！

町に関するさまざまな情報を広くお伝えします。ぜひ「友だち登録」してご活用ください。

友だち追加方法

二次元バーコードを読み取るか、LINEのホーム画面から「吉岡町」と入力して検索してください。



@yoshioka_town

▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241（直通）

「広報よしおか」をスマートフォンへ配信します。

- スキマ時間に手軽に読める
- 最新号の配信をアプリでお知らせ
- スクロールでのページめくりや拡大・縮小がスムーズ

利用方法

1. 二次元バーコードから無料アプリ  マチイロ をインストール
2. 「お住まいの地域」で「群馬県吉岡町」を設定

※アプリは無料ですが、通信料は利用者の負担となります。



▲インストールはこちらから



▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241（直通）